

11 経済産業省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請回答

| | | | |
|---------------|---|----------|----------|
| 管理コード | 1120010 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 容器包装リサイクル法における「分別基準適合物」および「再商品化手法」の一部緩和 | 都道府県 | 神奈川県、北海道 |
| | | 提案事項管理番号 | 1012010 |
| 提案主体名 | 株式会社エコデリック、明円工業株式会社 | | |

| | |
|-------------|---|
| 制度の所管・関係府省庁 | 経済産業省 環境省 |
| 該当法令等 | <p>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第2条第5項、同条第6項</p> <p>○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第1条、第2条の表中8の項第2号</p> <p>○容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針 5(4)</p> |
| 制度の現状 | <p>現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境省令で定める基準(圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等)に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者(容器包装を利用・製造等する事業者)に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することで再商品化義務を履行している。指定法人の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う事業者は、競争入札を通じて決定しており、入札によるリサイクル事業者間の競争を通じて再商品化にかかるコストの低減を図る仕組みとなっている。</p> <p>また、容器包装廃棄物の再商品化手法に係る燃料利用に関しては、容器包装リサイクル法の基本方針において、材料・ケミカル両リサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない場合の緊急避難的・補完的手法の位置づけとしている。</p> <p>これは、我が国の循環型社会の形成に関する施策の基本概念を定める「循環型社会形成推進基本法」の資源の循環的な利用及び処分に当たっては、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収(サーマルリカバリー)の順でこれを行うという基本原則に則るものである。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>1. 容器包装リサイクル法第二条6項における分別基準適合物について環境省令第二条八項の二に規定されている「圧縮されていること」を除外する。</p> <p>2. 「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(公布日:平成18年12月01日)」にて記述されている「固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料」の緊急避難的・補完的手法の位置づけを緩和し、通常の再商品化手法の位置づけとする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>現行の容器包装リサイクル法は、公布当時の技術や世界情勢を前提とした枠組みになっており、近年欧州各国で見られるパッカー車から降ろした時点でダイレクトに素材選別を行う高効率な選別特化施設が誕生しえない枠組みになっている。この特区では同法に規定されている「分別基準適合物」の定義や「再商品化手法」の一部を見直し、①選別特化施設が誕生し得る枠組みにする②パッカー車から降ろした時点での組成調査によって容器包装の含有割合を推定し、その割合から特定事業者負担分と自治体負担分を算出することでより公平な費用負担にする③高い環境負荷低減効果がありかつコスト優位性のある固形燃料等の手法を活用する、上記3点を達成することを目的とする。その結果、特にプラスチックのリサイクルにおいて発生している非合理的部分を解消し、プラスチックをより高効率なりサイクルヘシフトさせ CO2の更なる削減を達成することを</p> |

目的とする。その非合理的部分とは、1. 自治体の選別施設と再商品化施設の2段階で選別が行われており非効率でコストがかかる上、各リサイクル手法に向けた素材ごとの分離が進んでいないことにより製品売価が高上していない、2. 自治体が分別基準適合物以外のものを分離しなければならず、その分離コスト負担を嫌って分別収集を実施しない自治体が未だに多く存在すると思われる、3. 自治体が分離した分別基準適合物以外のものを同一の再商品化ルートに流すことができずに焼却に回るケースがある、以上3点でありこれらの解消によって合理的なりサイクル手法の選択、合理的な分別収集の実施が進み、社会的総費用の低減およびCO2の更なる削減につながる。

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| (1)分別基準適合物の基準の緩和(「圧縮されていること」の除外)について | | | | |
| <p>容器包装リサイクル法では、容器包装廃棄物のうち、環境省令で定められた基準を満たすもの(分別基準適合物)について、特定事業者に対して再商品化義務を課している。</p> | | | | |
| <p>その基準の一つとして、「主としてプラスチック製の容器包装」については「圧縮されていること」を求めているが、これは、特定事業者に義務として課される容器包装廃棄物の再商品化にかかるコストが社会通念上不合理に過大なものとならないようにするため、市町村が行う分別の段階において減容化を行い、再商品化に係る運搬費を低減させたものを再商品化義務の対象として扱うこととしたものである。</p> | | | | |
| <p>つまり、現行の分別基準適合物の基準を変更する際には、現行の制度に比して、特定事業者の再商品化に係るコストが低減されるものであることが必要であると考え、現段階においては、本提案内容の実現により再商品化に係るコストが低減されるものであるかどうかの評価が不十分であることから、直ちに制度改正を行うことは適切ではないと考える。</p> | | | | |
| <p>また、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の再商品化については、同法の規定に基づき国の指定を受けた機関が、特定事業者からの委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化に係る業務の一部を行うこととなっており、自治体が分別する容器包装廃棄物を当該指定を受けた機関が一括して引き取り、一般競争入札により実際に再商品化を行う事業者へ処理を委託することで、容器包装廃棄物の効率的な再商品化を行うこととしている。</p> | | | | |
| <p>仮に、本提案を認めた場合には、特区として認められた地域のみ、異なる方法で容器包装廃棄物を収集・分別することとなり、当該地域では、応札できる事業者が技術的に限定されてしまう可能性が高くなるため、入札による競争原理が働かず、再商品化に係る費用が結果的に上昇し、非効率な仕組みとなるおそれがある。従って、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。</p> | | | | |
| <p>なお、上述の他、分別基準適合物に関する制度を改正する際には、制度の変更により、費用負担の状況に変化が生じる特定事業者又は市町村との間で、十分な議論・調整が行われていることが前提となるものとする。</p> | | | | |
| (2)燃料利用の位置付けについて | | | | |
| <p>容器包装リサイクル法の法目的は、「一般廃棄物の減量及び資源の有効な利用の確保を図ること」であり、本法では、資源の有効な利用を図る手段として、分別基準適合物の再商品化の促進を位置づけているところである。再商品化の手法に関しては、枯渇性資源の有効利用や環境負荷の低減を進める観点から、原材料を効率的に使い、製品等として再使用(リユース)することができるものは再使用し、原材料として再生利用(リサイクル)できるものは再生利用し、それができない場合に熱回収(サーマルリカバリー)することとしており、同法の基本方針において、再商品化手法における燃料利用は材料・ケミカル両リサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない場合の緊急避難的・補完的の位置づけとしている。</p> | | | | |
| <p>こうした考え方に対して、主に容器包装廃棄物のリサイクルに係るコスト低減の観点から、燃料としての利用促進をするべきとの意見があることは承知しており、中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合においても、議論を重ねて来たところ。</p> | | | | |
| <p>この点について、同会合において昨年10月にとりまとめた報告書(「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ」)では、「燃料利用については、同手法の導入当初に想定されていた、材料・ケミカル両リサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない事態が生じる恐れが当面見込まれない中で、敢えて循環基本法</p> | | | | |

の中で再生利用(リサイクル)より優先度が低い熱回収(サーマルリカバリー)を導入することは、現に機能している材料・ケミカル両リサイクル手法を経済コスト面から事実上廃止に導きかねないおそれがあることに留意が必要である。また、単に熱回収のためだけであれば、そもそも分別の手間や経済コストをかけて容り法の下でリサイクルしなくても、可燃ごみとともに収集して廃棄物処理施設で熱回収をすれば効率の面では劣るもののそれでも十分ではないかとの批判がなされることも考えられる。このため、容り法の次期見直しまでの間は現状の取扱いを継続し、緊急避難的でない燃料利用の導入については、こうした点も踏まえつつ、まずは現状を把握して課題の整理等を行った上で、十分に議論をしていくことが必要である。」とされているところである。

こうした議論の経緯があることを踏まえると、上記の報告書に示された論点について十分な議論がなされないまま、燃料利用を通常の再商品化手法として位置付けることは適切ではないと考える。今後、上記の報告書で示した方針に基づき、検討を進めていきたい。

11 経済産業省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請回答

| | | | |
|---------------|---|------------------|----------------|
| 管理コード | 1120020 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | <p>1.流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「物効法」という。)第2条第3号及び同法施行規則第1条第1号における社会資本等の定義の緩和</p> <p>2.企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「企業立地促進法」という。)第5条第2項第3号の取り扱いの緩和</p> <p>3.工場立地法第2条第1項に基づく工場適地の選定基準における市街化調整区域においての選定の緩和</p> <p>4.農地法に基づく通知「農地法の運用について」第2-1-(1)-イ-(イ)-g-(f)工場適地図に記載する土地の区域に係る農業上の土地利用との調整の緩和</p> | 都道府県 提案事項管理番号 | 埼玉県 1040010 |
| 提案主体名 | 春日部市 | | |

| | |
|-------------|--|
| 制度の所管・関係府省庁 | 国土交通省 経済産業省 農林水産省 |
| 該当法令等 | <p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第3号、同法施行規則第1条第1号</p> <p>企業立地促進法第5条第2項第3号</p> <p>企業立地促進法基本方針第2号</p> <p>企業立地促進法実施要領第2-1.(3)</p> <p>工場立地法第2条第1項及び第2項</p> <p>工場適地の選定基準について</p> |
| 制度の現状 | <p>特定流通業務施設の立地要件は、社会資本等(高速自動車国道のインターチェンジ等と連結させるための施設)となっている。</p> <p>企業立地促進法においては、市町村及び都道府県が共同して、国が定める基本方針に基づき産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画(基本計画)を作成し、主務大臣の同意を求めることができることとされているところ。</p> <p>自治体が、当該基本計画に定める集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域(企業立地重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域について、市、区、郡、町、村、字及び土地の地番を記載するとともに、当該区域を具体的に地図上で特定し、添付することが求められ、基本計画の同意に当たっては、企業立地重点促進区域を含む集積区域全体について下記の事項に適合することが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業集積の状況、インフラでの相互の連携状況等からみて一体であることが相当と認められる地域であること。 ・国土形成計画や農業振興地域整備計画、都市計画等の各種土地利用に関する計画や方針との整合性が確保されているとともに、都市機能の無秩序な拡散を招かないよう十分配慮された地域であり、かつ自然環境保全上重要な地域への配慮もなされた地域であること。 <p>工場立地法第2条第1項に基づき、経済産業大臣はあらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査等を行う。</p> |

工場適地の選定については、「工場適地の選定基準」によって定められており、都市計画との関連は以下のとおり定められている。

2. 都市計画との関連

(4) 市街化調整区域内においては、原則として選定しない。ただし、次の場合には選定することができる。

イ、都市計画法第34条第6号に適合するもの(中小企業の工場の集団化等)であるとき。

ロ、地方公共団体等による計画的開発の見通しのある工業団地造成事業等の予定地であって20ha以上のものであり、飛地の市街化区域(50ha以上)を設定しうるものであるとき。

ハ、都市計画法第21条による市街化区域への変更を行う予定の地域内において、既に定められている市街化区域との関連から工業立地を促進すべきものと認められるとき。

求める措置の具体的内容

1. 物効法第2条第3号に掲げる高速自動車国道で物資の流通を結節する社会資本等(既設IC)の定義を緩和し、東埼玉道路予定地庄和ICについても同様に扱う。

2. 企業立地促進法第5条第2項第2号における集積区域内の庄和IC周辺地区について、同法第5条第3号に掲げる同意企業立地重点促進区域として緩和する。

3. 工場適地選定基準 2. 都市計画との関連 (4)において、市街化調整区域については原則選定しないとあるものを緩和し、都計法第34条12号による産業指定区域に指定された場所について工場適地図に登載可能とする。

4. 3の工場適地図の搭載を行う際の農業上の土地利用との調整を緩和することにより、今回申請を行っている地区の工場適地図の搭載が容易となる。具体的には、優良農地については、つとめてこれをさけること等とされているが、本地区の振興に資する場合は、この規定を適用しないこと。

具体的事業の実施内容・提案理由

実施内容

1 の緩和により、庄和ICから半径5km以内の範囲内に特定物流施設の立地が可能となる。

2 の緩和により、庄和IC周辺地区が同意企業重点促進区域となり、関係機関との調整が円滑となることにより、企業立地が推進できる。

3 の緩和により、庄和IC周辺地区が工場適地図に登載されることにより、広く立地を考えている企業に情報提供されるため、企業誘致活動に利用できる。

4 の緩和により3の緩和がより円滑に行えることとなる。

提案理由

本市は、平成17年度に、旧春日部市・旧庄和町が合併した。しかし既成市街地が分断されている状況にある。平成20年度に「春日部市総合振興計画」を策定し都市的土地利用を図る地区を「まちづくりエリア」を策定した。特に両既成市街地を一体化すべく産業集積ゾーンとして庄和IC周辺地区を位置づけた。

しかし、同地区は東埼玉道路の開通が遅延することと同時に依然として産業集積が進まない状況にある。

このため、同道路開通時に即時に対応できるよう産業を集積するものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | | 措置の内容 | — |
|---|-------|----------------------|-------|---|
| | | 1.→C 2.→D 3.→C | | |
| 1. 物効法の流通業務総合効率化事業は、物流結節点としての性格を有する社会資本等の近傍に立地し、荷さばきの合理化を図る設備及び情報処理システムを備えた流通業務施設を中核として、輸送、保管等の流通業務の総合化、効率化及び | | | | |

環境負荷の低減に資するものである。

流通業務総合効率化事業の根幹となる特定流通業務施設の立地要件は、法律等の趣旨又は流通業務の総合化及び効率化を図る上で重要な要件であるため、建設中又は計画段階で供用開始日が未定である社会資本等を立地要件に含めることは、適切とはいえず困難である。

2. 企業立地促進法の基本計画においては、集積区域とその集積区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域（以下、企業立地促進重点区域という。）を定めることができるとされており、企業立地促進重点区域とされた地域については、市町村と都道府県の協議を経て提案され、国が同意を行うことにより確定することとなっている。

このため、集積区域のうち企業立地促進重点区域外の区域が、企業立地促進重点区域の特例措置を受けるためには、企業立地促進法第6条に基づき、市町村と都道府県で改めて協議を行い、当該区域が企業立地促進重点区域として適当との判断を行った上で基本計画の変更を行い、国の同意を求めることが必要となる。

3. 「工場適地の選定基準」は、工場立地法第2条第2項に基づく工場適地の調査におけるその適地の選定基準を定めている規定である。当該規定における2.（4）は、工場適地の選定における都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第7条に規定される市街化調整区域との関係を定めている項目であり、原則として市街化調整区域の選定は認めていない。

ただし、工場団地造成事業等であって実質的に都道府県の関与がありチェック機能を有しているという理由から、法第34条第6号に適合するもの（本規定2.（4）イ）及び地方公共団体等による計画的開発の見通しのある工業団地造成事業等の予定地であって20ha以上のものであり、飛地の市街化区域（50ha以上）を設定するもの（本規定2.（4）ロ）については、例外として工場適地に選定することを認めており、また、これまで市街化を抑制していた市街化調整区域を市街化区域へ変更する程のやむを得ない事情があるという理由から、法第21条による市街化区域への変更を行う予定の地域において、既に定められている市街化区域との関連から工場立地を促進すべきものと認められるもの（本規定2.（4）ハ）については、工場適地に選定することを極めて例外的に認めている。

他方、ご要望の法第34条第12号については、いずれの類型にも該当しないことから、本規定2.（4）を本件において緩和することは適当でないと考える。

11 経済産業省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請回答

| | | | |
|---------------|---------------------------------|----------|---------|
| 管理コード | 1120030 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 地域冷暖房料金(熱供給料金)の経済産業大臣認可 の廃止等 | 都道府県 | 大阪府 |
| | | 提案事項管理番号 | 1055030 |
| 提案主体名 | 大阪府 | | |

| | |
|-------------|--|
| 制度の所管・関係府省庁 | 経済産業省 |
| 該当法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・熱供給事業法第14条第1項 ・熱供給規程料金算定要領(平成22年3月25日資庁第3号)第3章 ・熱供給規程料金審査要領(平成22年3月25日資庁第4号)第1章1(3)、第2章3 |
| 制度の現状 | <p>熱供給事業法第14条により、熱供給事業者は熱供給の料金その他の供給条件について供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならないと定められている。(変更時も同様)</p> <p>また、熱供給規程料金算定要領及び熱供給規程料金審査要領は、国が熱供給事業法の適正な執行を行うにあたり作成されたものであり、熱供給料金の基本的な算定方法やその審査方法を定めたものである。</p> <p>これらの料金規制は、熱供給事業が日常生活及び事業活動上欠くことのできないサービスであり、事業開始後は地域独占的な性格を有するため、需要者の利益の保護の見地から行われるものであり、総ての需要者に対して、公平かつ合理的な料金算定が行われるようにするための措置である。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>熱供給料金に関する経済産業大臣の認可制度を廃止し、熱供給事業者の自由な経営判断により、周辺地域における電気ガス等の料金と遜色のない料金を設定できるようにする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>①現状</p> <p>地域冷暖房料金(熱供給料金)については、熱供給事業法第14条第1項に基づき、熱供給事業者が熱供給規程に定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない(変更時も同様)。またその際の料金設定については、同法第14条第2項第1号により「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること」が求められ、具体的な基準は熱供給規程料金算定要領等に定められている。</p> <p>②問題点</p> <p>この認可基準に基づく料金設定では、りんくうタウンのように地域冷暖房を導入した地域は、未導入地域よりも料金が割高になっている。そのため、新たに当地へ企業進出することを判断する際のコスト要因となり、企業の進出がなかなか進まず、まちづくりが進まない大きな原因の一つとなっている。また、デフレ経済の中、ギリギリのコスト削減を進めながら経営を行っている企業にとって、当地域における熱供給料金は、企業経営を圧迫する大きな要因になっており、利用企業からも再三値下げの要求が挙がっている。しかしながら、熱供給料金は、認可制度であり、料金算定基準が決まっているため、市場経済に基づく大胆な料金引下げといった対応が取れない状況である。</p> <p>(例えば、りんくうタウンにおけるホテルの場合、光熱水費負担が他の地域のホテルの倍となり、経営圧迫の要因となった。)</p> <p>③解決策</p> <p>熱供給料金に関する認可制度の廃止、あるいは料金設定に係る算定基準を大幅に見直すことにより、熱供給事業者の自由な経営判断で、大胆な料金値下げを可能とし、周辺の他の地域における電気ガス等の料金と遜色のない料金が設定できるように、規制緩和の措置を講じるべきである。</p> <p>④効果</p> |

熱供給事業の利用が促進されるとともに、都心部における低未利用地の利用促進も図られ、国土の健全な発展にも資するものとする。

なお、規制緩和により供給事業者による不当な値上げがあった場合は、苦情申出制度(熱供給事業法第31条)を活用して対応すべきである。

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C一部D | 措置の内容 | — |
|---|-------|------|-------|---|
| <p>熱供給事業法は、すべての熱供給事業者が多数の者に公平かつ合理的な料金等の供給条件のもとで熱供給を行うことにより、需要家利益の保護を図ること等を目的としている。当該認可制度の撤廃等の措置を適用することは、収支に見合わない料金値下げによる事業者の倒産や不当な料金値上げを引き起こし、需要家の利益を損なう恐れがあるため、法律の目的を実現する観点から適当な措置ではないと考える。</p> <p>また、熱供給料金算定要領及び熱供給料金審査要領は、一般的な熱供給料金を算定するにあたって標準となるものとして定めたものであり、適正な総括原価の下で、料金収入と総括原価が一致するよう料金を設定することを前提としている。この適正な総括原価については、事業者の経営努力等により、総括原価を構成する経費を圧縮すること等は、事業者の経営判断によって決めることが可能である。このため、現行の認可制度の下でも、事業者の経営判断により熱供給料金引き下げを行うことは可能。実際に、減価償却の進行、コスト削減等により、料金値下げを実施している地区は多数存在している。</p> <p>なお、熱供給事業に係る規制の在り方については、御指摘の料金規制のあり方を含めて、エネルギーの面的利用の推進という観点から「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」でも議論がなされたところであり、今後とも一層の需要家利益の増進等の観点から、検討を行ってまいりたい。</p> | | | | |